

自主行動計画＜育児・介護＞

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和6年5月15日～令和7年5月31日までの約1年間

＜目標①＞子の看護休暇の取得推進。（子の対象年齢の拡充、いわゆる中抜け（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）

＜目標②＞幼稚園、保育園、小学校などの行事への参加を推進する。

＜目標③＞介護休業の積極的な支援、介護休業プランの策定



＜対策＞

- 1、社員と経営者又は管理職との定期的な面談
- 2、各種制度の導入、運用ルールの策定
- 3、社員への周知